

# 作業環境測定インストラクター規程が改正されました！

## 1 はじめに（改正の理由および主な変更内容について）

作業環境測定インストラクター制度は、作業環境測定士の皆さんがお仕事を通じてその専門的能力を高め、後に続く人たちの模範となり、また社会的にも作業環境測定士の能力と存在をアピールできる人材、いわば「アドバンスト」測定士となることを促進するための制度です。

そのような存在になるためには、日々の現場測定をおざなりでなく常に十分考察しつつ行い、いろいろな現場の測定を手掛けてデザインの力をつけるとともに現場の作業についても曝露を受けやすいか否かといった労働衛生的な観点から分析眼を身につける、いわば「現場力」を身につけることが望まれます。

さらに、これに加えて、日進月歩の測定技術や、新たに測定の対象となった物質についての測定技術、さらに関係法令の内容についての日常の研鑽も欠かせません。

すなわち、優れた作業環境測定士を目指すには、「現場経験に基づくノウハウ、技術の蓄積」+「日頃の自己研鑽」の双方が重要です。

これまでのインストラクター規程は、支部・分会において研修等の講師をつとめる人材の養成を重点とした運用が行われてきました。優れた作業環境測定士が、よき講習の講師であることに越したことはありませんが、逆にそうでなければインストラクターに値しないわけではありません。講師は、測定士でなくとも、目的によって大学人であったり、企業の労働衛生担当者であったり、法令であれば行政官の方が適していることも多いと思われます。当協会のインストラクター制度は、単に講師を養成する制度ではなく（当初の「支部インストラクター制度」では、確かに評価制度について伝達研修ができることを目的としていました。）、モデル様式に記名する測定責任者として想定されているように、経験豊かで優れた知識も持つ、プロフェッショナルとして尊敬される測定士という意味であるべきです。（このため「インストラクター」という単語は、確かに「講師」を連想しますので、別に適当な言い方があれば変更した方がよいとの意見もあります。）

皆様からも、たとえば年間の測定件数や研究発表件数などを考慮して経験年数の要件を短くすべきでは、などの要望等が出ていたこともあり、このような点を含め、委員会（高田勗委員長）を設けて見直しを行い全面的に改正を行いました。

これまでの制度からの主な変更は、1) 新たにインストラクターになるため、これまで10年という経験年数を要求していましたが、経験年数自体よりもその密度が重要であることから、現場の測定回数により判断をすることとし、高密度で測定をこなしていれば、5年の経験で可としたこと、2) 「自己研鑽」実績については、新人作業環境測定士講習、中堅作業環

境測定士講習の受講を条件から外し、これらを含め、支部・分会で行う技術研修等を含めて、受講対象の選択肢を広げたこと、3)更新の基準についても現場の測定経験の基準を明確にし、一方自己研鑽実績は、本部が行うインストラクター更新研修の受講を要件から外し、支部・分会で行う技術研修等を含めて、受講の選択肢を広げたこと、などです。

また認定期間は、3年間から5年間に延長しました。

一方、すでにインストラクターの称号を有している皆様には、審査基準の変更により不利益が生じないように、別に附則を設けて、新規に認定申請をする場合とは、別の取り扱いと致しました。

なお本部では当面、インストラクター更新研修は行いません。代わりに本部が行う研修としては、ブラッシュアップ講習、中央シンポジウムの受講をお勧めしています。

## 2 逐次解説

以下に、各部分について、解説します。

### 1 作業環境測定インストラクター制度の趣旨

- (1) 社団法人日本作業環境測定協会(以下、「日測協」という。)は、日測協の会員である作業環境測定士のうち、作業環境測定等にかかわる業務について、自らの業務の遂行において卓越しているのみならず、他の者へ指導および助言ができる豊富な知識や技術的経験を有する者について、その申請により「作業環境測定インストラクター(以下、「インストラクター」という。)」に認定する。
- (2) 日測協は、インストラクター制度の趣旨に鑑み、多くの作業環境測定士がその知識と技量の向上の重要性を認識してインストラクター資格をめざすよう鼓舞するとともに、インストラクターの能力の維持発展のために、情報および研修機会の提供等、必要な支援に努めるものとする。
- (3) インストラクターは、作業環境測定等に関する新たな知識の習得、技術力の向上に努めなければならない。
- (4) インストラクターの認定は5年間有効とし、更新認定の基準を満たすとき更新できるものとする。
- (5) インストラクターに認定された者は、「作業環境測定インストラクター」の称号を使用することができる。

< 解説 >

制度の趣旨を述べたものです。(2)は、協会にも、インストラクターの皆様への支援について努める義務を負わせたもので、具体的には、メールマガジンによる情報の提供その他があります。(4)に定めるとおり、認定期間を従来の3年から5年に延長しました。(5)における称号の使用とは、名刺に印刷する等があります。なお、英語で表記する場合は、Advanced Working Environment Measurement Expertをお勧めします。

## 2 インストラクターの新規認定およびその要件

- (1) インストラクターの新規認定は、以下のイ)からニ)の要件のすべてを満たす者について日測協会長が行う。
    - イ) 日測協の会員(法人・個人)である作業環境測定士。
    - ロ) 作業環境測定士登録後の実務経験年数が5年以上である者。
    - ハ) 申請時点から過去5年の間に、日常業務において所定の測定実績がある者。所定の測定実績とは、作業環境測定士として単位作業場所延べ300箇所以上を測定した実績があり、その測定内容の詳細を示すことができることをいう。
  - ニ) 認定申請時点を起点としてそれ以前の5年の間に、後記評点表による評点の合計が100点以上となる自己研鑽の実績がある者。
- (2) 認定審査は年2回実施するものとする。認定された者には作業環境測定インストラクター認定証(以下「認定証」という。)を交付し、認定証の有効期間は5年間とする。
  - (3) 新規にインストラクターの認定を受けようとする者は、別に定める様式による「作業環境測定インストラクター申請書(以下、「申請書」という。))」、「日常業務の測定実績」および「自己研鑽の実績」を提出する。

### < 解説 >

インストラクターをこれから初めて申請する場合の認定要件等について述べたものです。申請は、(1)のイ)からニ)までの4つの条件をすべて満たす場合に可能です。ハ)の測定実績は、デザイン、サンプリングまたは簡易測定器を用いて行う現場測定の件数です。ここで、例えば、ある単位作業場所についてはデザインのみを、また他の単位作業場所についてはサンプリングのみを行った場合もそれぞれ1件と数えることができます。

ニ)は、評点表の内容を参照して、該当するものすべてを数字に換算して100点以上となる必要があるということです。

## 3 インストラクターの更新認定およびその要件

- (1) インストラクターの更新認定は、以下のイ)からハ)の要件のすべてを満たす者について日測協会長が行う。
  - イ) 日測協の会員(法人・個人)である作業環境測定士。
  - ロ) 認定期間(過去5年間)内に日常業務において所定の測定実績がある者。所定の測定実績とは、作業環境測定士として単位作業場所延べ50箇所以上を測定した実績があり、その測定内容の詳細を示すことができることをいう。ただし、これと同等以上と日測協会長が認める場合はこの限りでない。
  - ハ) 認定期間(過去5年間)内に後記評点表による評点の合計が100点以上となる自己研鑽の実績がある者。
- (2) 認定審査は年2回実施するものとする。認定された者には認定証(更新)を交付し、認定証の有効期間は5年間とする。

(3) インストラクターの認定の更新を受けようとする者は、別に定める様式による「申請書(更新)」、「日常業務の測定実績」および「自己研鑽の実績」を提出する。更新の申請書類は、原則として認定期間内に提出しなければならない。更新の申請をしなかった場合、その認定は当該認定期間をもって失効する。

< 解説 >

インストラクターとなってから5年を経過して更新を受ける場合の認定要件等について述べたものです。申請は、(1)のイ)からハ)までの3つの条件をすべて満たす場合に可能です。ロ)の測定実績は、デザイン、サンプリングまたは簡易測定器を用いて行う現場測定の件数です。ここで、例えば、ある単位作業場所についてはデザインのみを、また他の単位作業場所についてはサンプリングのみを行った場合もそれぞれ1件と数えることができます。

ハ)は、新規認定の場合のニ)と同じで、評点表の内容を参照して、該当するものすべてを数字に換算して100点以上となる必要があるということです。

4 認定の失効

(1) 次のイ)、ロ)、ハ)に掲げる場合、インストラクターの認定は失効する。認定証の有効期間内に認定が失効したときは、速やかに認定証を日測協に返還しなければならない。

イ) 認定の際に虚偽の申請を行った場合。

ロ) インストラクターとしてふさわしくない行為をした場合。

ハ) 日測協会員でなくなった場合。

(2) 日測協会長は、前項ロ)の決定を行うに当たっては、当該インストラクターにあらかじめ弁明の機会を与えるものとする。

評点表(自己研鑽の実績)

	内容	評点 <sup>e)</sup>
1	作業環境測定研究発表会または日測協本部、日測協支部・分会の主催する作業環境測定に関する講習会・研修会 <sup>a)</sup> に参加すること	8点/1日 <sup>f)</sup> 4点/半日 <sup>f)</sup>
2	関連学会 <sup>b)</sup> または関連団体 <sup>c)</sup> の主催する作業環境測定に関する講習会・研修会 <sup>a)</sup> に参加すること	6点/1日 <sup>f)</sup> 3点/半日 <sup>f)</sup>
3	作業環境測定研究発表会または日測協本部、日測協支部・分会、関連学会 <sup>b)</sup> またはその他関連団体 <sup>c)</sup> の主催する作業環境測定に関する発表会等において口頭発表またはポスター発表を行うこと	発表者 8点/1回 共同発表者 2点/1回

4	作業環境測定研究発表会または日測協本部、日測協支部・分会、関連学会 <sup>b)</sup> またはその他関連団体 <sup>c)</sup> の主催する作業環境測定に関する発表会等において依頼講演を行うこと	10点/1回
5	日測協本部、日測協支部・分会、関連学会 <sup>b)</sup> またはその他関連団体 <sup>c)</sup> の主催する作業環境測定に関する講習会・研修会 <sup>a)</sup> において講師をつとめること	10点/1日 <sup>f)</sup> 5点/半日 <sup>f)</sup>
6	作業環境測定に関する学術誌等に論文等が掲載 <sup>d)</sup> されること	筆頭著者 30点/1編 共同著者 5点/1編

- a) 委員会・部会および資格取得に関連する講習会・研修会を除く。
- b) 関連学会には、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会等のほか作業環境測定または作業環境改善に関連する学会等が含まれる。
- c) 関連団体には、防災団体等のほか労働局、監督署等の行政機関が含まれる。
- d) 学術誌等への論文等の掲載は、研究論文、事例報告等が対象であり、座談会への出席、巻頭言、随筆、機関紹介等は含まれない。
- e) 学会等に参加するとともに、あわせて講演・発表等を行ったときは、双方の評点を加算できるものとする。
- f) 1日とは同一の日に3時間を超えるカリキュラムで実施される講習会等をさし、半日とは同一の日に3時間以下のカリキュラムで実施される講習会等をさす。ただし、実施時間には休憩時間は含まない。

#### 附則

- 1 本規程は平成 22 年 7 月 1 日から適用する。  
本規程は平成 22 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 本規程の適用の際、平成 22 年 6 月 30 日の時点でインストラクターであった者(以下「現インストラクター」という。)の認定の更新等については、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 平成 25 年 6 月 30 日までの間は、引き続きインストラクターとして認定する。
  - (2) 現インストラクターの平成 25 年 7 月 1 日以降の認定については、下記のイ)～ハ)の基準を満たす場合に、申請に基づいて平成 30 年 6 月 30 日まで更新する。
    - イ) 日測協の会員(法人・個人)である作業環境測定士。
    - ロ) 認定期間(平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで)内に日常業務において所定の測定実績がある者。所定の測定実績とは、作業環境測定士として単位作業場所延べ 30 箇所以上を測定した実績があり、その測定内容の詳細を示すことができることをいう。ただし、これと同等以上と日測協会長が認める場合はこの限りでない。

八) 認定期間(平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで)内に前記評点表による評点の合計が 60 点以上となる自己研鑽の実績がある者。

インストラクターの認定の更新を受けようとする者は、別に定める様式による「申請書」、「日常業務の測定実績」および「自己研鑽の実績」を提出する。更新の申請書類は、原則として認定期間内に提出しなければならない。更新の申請をしなかった場合、その認定は当該認定期間をもって失効する。現インストラクターの更新認定は、上記(2)のイ)から八)の要件すべてを満たす者について日測協会長が行う。

(3) 現インストラクターの平成 30 年 7 月 1 日以降の任期については、本改正規程の[3. インストラクターの更新認定およびその要件]により更新する。

#### < 解説 >

新たな規程を平成 22 年 7 月 1 日から適用するについて、平成 22 年 6 月 30 日の時点でインストラクターであった皆様(以下「現インストラクター」という。)の認定の更新等についての取り扱いが、制度の変更により不利にならないように、その取扱いを定めたものです。

(1)の「平成 25 年 6 月 30 日までの間は、引き続きインストラクターとして認定する。」としたのは、「現インストラクター」の平成 22 年 6 月 30 日時点での有効期間の残りの期間は、各人により様々で、長い人は3年近く残しているため、すべての人に不利益がないよう、この最長の残期間に合わせて、新たな規程の適用日(平成 22 年 7 月 1 日)から向う3年、すなわち平成 25 年 6 月 30 日までの間について、インストラクターとしての資格を無条件に認めることとしたものです。

(2)その後の資格の更新については、新制度で認定されたインストラクターが5年間経過した後更新するときの条件と基本的には同じ基準としています。ただし、更新までの期間が3年間ですので、新制度のインストラクター(5年間の活動実績で評価)に対する基準と比べ、数値で示しているものは、3/5の数値となります。

(3)なお、3年目で1度認定更新した後は、新制度による認定者と区別なく、期間は3年間ではなく5年間となり、その後の更新要件は共通となります。

(4)附則1で、適用日が平成 22 年 7 月 1 日と 10 月 1 日の双方があるのは、7 月 1 日に制定した規程の一部を変更し、変更した規程を10月1日から適用したという意味です。変更した部分は、更新の基準に関するもので、インストラクターの皆さまから、最初の規程による基準が一部厳しすぎるとのご意見を頂き、測定士の業務の実態を踏まえて再検討し、更新の基準を若干緩和したものです。